

令和7年第4回伊佐市議会定例会

提案理由説明

(追加分)

○ 説明順

1 議案第103号～議案第112号 (降壇)

令和7年12月18日提出

伊佐市長

追加提案いたしました議案第103号から議案第112号までについて説明申し上げます。

まず、議案第103号「令和7年度伊佐市一般会計補正予算（第6号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、国家公務員の給与改定に準じ、市議会議員、特別職の職員及び一般職の職員の給与費等に要する経費について、追加の措置を講じたほか、民生費につきまして、国の施策である「物価高対応子育て応援手当」に要する経費について新たに措置しております。

これらの財源につきましては、国庫支出金及び繰入金をもって充当しております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,266万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ232億8,745万2千円とするものであります。

次に、議案第104号「令和7年度伊佐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」、

議案第105号「令和7年度伊佐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」、

議案第106号「令和7年度伊佐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」、

議案第107号「令和7年度伊佐市水道事業会計補正予算（第3号）」及び

議案第108号「令和7年度伊佐市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）」について説明申し上げます。

これらの会計につきましても、国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員の給与費等に要する経費について追加

の措置を講じております。

次に、議案第109号「伊佐市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の制定について、

議案第110号「伊佐市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の制定について、

議案第111号「伊佐市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の制定について及び

議案第112号「伊佐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

これら4件につきましては、国家公務員の給与改定に準じ、市議会議員、特別職の職員及び会計年度任用職員の期末手当並びに一般職の職員の給与等に関し、所要の改正を行うものであります。

以上、議案10件についての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

———— 降壇 ———